7　外部評価の積極的活用

国等は、特定補助金等の申請内容の評価において、一層の公正を図るため、外部評価を活用することとする。

8　特定補助金等の執行の弾力化

国等は、研究開発の特性を踏まえ、研究開発の進ちょくに合わせた特定補助金等の執行の弾力的な運用を可能とするため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の活用を図る。

また、国等は、特定補助金等の交付について、年複数回公募・採択、概算払（前払）の実施に努める。特に概算払については、中小企業者等のニーズに合わせ、迅速な概算払協議手続を行うなど、積極的な対応を図る。

さらに、国等は、特定補助金等の交付決定等を受けた中小企業者等が支払いを受けるまでの期間において、つなぎ資金を必要とする場合に支援ができるよう、可能な限りその環境整備に努める。

加えて、国等は、小規模事業者等が行う小規模な研究開発の円滑な実施を支援するため、特定補助金等のテーマの細分化や小規模プロジェクトの採択審査段階での配慮などの工夫に努める。

9　中小企業者等の自主的努力の支援

国等は、特定補助金等の交付を受け、新技術に関する研究開発を行うことに意欲的な中小企業者等の能力向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、申請に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努める。このため、特定補助金等の担当部局を明確にするとともに、地方支分部局を活用する等により中小企業者等からの相談に円滑に対応できるよう努める。

三　東日本大震災の被災地域の中小企業者等に対する配慮

1　国等は、被災地域の中小企業者等に配慮し、年複数回公募や概算払（前払）等の執行の弾力化を行うなど、被災地域の中小企業者等が特定補助金等の交付を出来る限り受けられるよう努める。

2　国等は、特定補助金等を受けた被災地域の中小企業者等を対象とした事業化支援に努める。

四　中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動の支援措置

国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、平成二十四年度において、次の措置により、支援機関に対する情報提供、各府省間の連携、研究開発成果の市場への普及等を進めていくこととする。

さらに、各省は、特定補助金等の成果を利用した事業活動に対する支援を円滑に行うため、各種の事業化支援措置について、相互に連絡を取り合うこと等により、緊密な連携を図る。必要に応じて、調達側の関係者等を加えた中小企業技術革新制度連絡会議を開催し、意見交換を通じた制度の一層の拡充を図る。

加えて、国等は研究開発成果を活用した製品化や市場化の一層の促進・充実化を図るため、中小企業者等の技術連携や技術交流等の取り組みを促すとともに、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況についてもその把握に努めつつ、支援措置の充実を図る。

1　特定補助金等の成果の利用を支援する機関への情報提供による投資促進等

国等は、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、特定補助金等の採択テーマ及び採択企業に係る情報に加え、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の研究開発の内容・成果、ビジネスプラン等当該企業の技術力を示す諸情報についてデータベースをＳＢＩＲ特設サイトにて公開したことを踏まえ、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等の中小企業者等の特定補助金等の成果の利用を支援する機関に対してＳＢＩＲ特設サイトを周知し、ベンチャーキャピタル、金融機関等の当該情報の活用を促進する。

とりわけ、国等は、中小企業者等に投資を行う者に対し、適時、特定補助金等の成果による新たな事業に係る情報等を提供する。

2　中小企業者等を対象とした事業化支援措置の利用促進

国は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、平成二十年度に貸付利率を引下げた株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度や平成二十一年度に審査を簡素化した中小企業信用保険法の特例措置を始めとする特定補助金等の交付を受けた中小企業者を対象とした事業化支援措置について、一層の利用促進に努める。

3　中小企業者等を対象とした技術人材面での支援

特定補助金等を活用した中小企業者等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新たな分野に挑戦するために必要な技術者の獲得や技術情報の入手が容易となるよう、中小企業者等の事業に関心のある技術人材の既存のデータベースを活用し、中小企業者等と技術人材とのマッチング機会の提供を行う仕組みの構築を引き続き検討する。

4　技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大

ア　国は、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、有している入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず上位等級者のみを対象とした入札への参加が可能となるよう平成二十年七月三十一日に「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成十二年十月十日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定。平成二十二年三月三十日最終改正）」を改正し、「中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）に係る入札参加特例措置の運用指針」を策定したことを踏まえ、これを入札実施者たる国及び独立行政法人等並びに入札参加者たる中小企業者等の双方へ広報することにより、本決定の適用事例の拡大に努める。

イ　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年六月三十日法律第九十七号）第二条第二項に規定する国等は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付した場合において、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等が落札若しくは選定されなかった場合において、当該特定補助金等の交付を受けた中小企業者等から請求があるときは、当該請求を行った者が落札若しくは選定されなかった理由を、当該請求を行った者に通知するものとする。

5　技術連携等の促進

国等は、中小企業者等の技術連携等を一層促進するため、広く公的研究機関等に対して、中小企業技術革新制度の周知徹底を図るとともに、特定補助金等の成果に関する情報提供を行う。

6　研究開発成果の市場への普及

国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果のうち事業化が見込まれるものについて、展示会やマスメディア等、様々な機会をとらえた紹介の場を設け、広く一般にその研究開発成果を広報するとともに、中小企業支援策との連携を図ることにより、販路、資金等のマッチング機会の提供の一層の充実化を図るなど、技術開発だけにとどまらず、事業化段階の支援を行うよう努める。

7　研究開発成果に係る知的財産の活用の促進

ア　国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果について、中小企業者等が、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業技術力強化法（平成十二年四月十九日法律第四十四号）第十九条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）を、特別な事情のあるものを除き、すべての特定補助金等のうち委託費を用いた成果に係る特許権等について適用することとする。

イ　国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。